Hakuai Story

博 愛 物 語

新たな夢に向かって（Ⅷ）

－前代未聞の大移転－

94 年の新春を迎えた。この年は、平成 6 年渇水と呼ばれ、西日本から関東までの広い地域で、渇水による給水制限が実施された。福岡市でも、この年の空梅雨と猛暑は、ダムの貯水量を急激に減らし、給水制限は、夏の盛りの 8 月 4 日から 295 日にも及んだ。この時期は、開院以来、初めての給水制限の予告に随分と気を揉んだが、病院在所の狭い地区では、何らかの事情で、全く給水制限を受けなかった。

前年、年の瀬も迫った頃、幸運にも社会福祉医療事業（事業団）から約 20 億円の融資内諾の通知を受け取った。この内諾により移転に必要な資金、約 60 億円の内、大凡（おおよそ）36 億円（跡地売却 10 億円、事業団融資見込み 20 億円、補助金見込み 6 億円）の調達の可能性が見えてきた。だが、残り 25 億円余りは、未だ、調達の目途が立っていなかった。

事業団からの融資条件は、新たに創設された「医療施設近代化施設整備事業」の補助金（約 4.5 億円）と老人保健施設

の開設に伴う補助金（約 1.5 億円）の算入が前提だった。

この補助金の算入が未遂に終わった時は、融資は見送られる。由って、この時点でも達成の目途は、確証の得られる状況（もの）ではなかった。それでも目標に向かって、一歩ずつ、歩を進めて行くしかなかった。移転費用の捻出なくして移転の実現はあり得ない。

年明け早々、新設された「医療施設近代化施設整備事業」に伴う補助金の認可に向け、福岡県庁内の担当の窓口へ申請手続に訪れた。

『えっ…。民間病院に補助金ですか』。

前年 12 月、厚生省が補正予算に計上したばかりの新設（こと）でもあり、県の情報認識も曖昧で、目の前にも拘わらず、中央省庁への電話での問い合わせから手続きが始まった。

また、申請作業の過程で、この類の補助金は、半額が県費負担となる慣例（こと）を知らされた。由って、県議会の予算承認が

なければ、この「医療施設近代化施設整備事業」に伴う補助金は、無しに等しかった。

その一方で、未達の資金(25 億円余り)の融資(そうだん)を、取引銀行のN銀行に持ちかけた。

地元金融機関のN相互銀行とF相互銀行は、84 年と 89 年に,それぞれ相互銀行から普通銀行への転換を果し、その後、04 年 10 月には、両行の合併（現在のNC銀行）に至るのだが、合併前の往時(とうじ)は、戦前から続く因縁の経緯(れきし)もあって、お互い競争(ライバル)関係にあった。

移転先となる候補地は、その競争相手(ライバル)のFC銀行の社宅用地である。言ってみれば、育ての親とも言えるN銀行の競争相手の敷地を買い取り、その敷地の活用を目的に借り入れを申し込むのである。当初、融資を切り出した折は、N銀行の支店長から大いなる難色が示された。

「ならば、他に代わる近隣の移転用地を推薦して下さい」。

開き直りとも思える言葉で応酬していた。

この巨額な調達計画は、事業団と普通銀行との協調融資を前提としていた。その為、常軌の担保設定が難しかった。N銀行には、事業団よりも更に多額な融資を依存せねばならなかったにも拘わらず、担保設定では、政策融資を行う政府系金融機関の事業団を優先し、先順位とせざるを得なかった。

即ち、購入予定の土地や建物には、先順位で事業団の抵当権が設定され、N銀行は、降順位への譲歩を強いられる設定(もの)だった。当然の如く、融資額の問題(おおきさ)もあって、N銀行との交渉は暗礁に乗り上げた。頼みの綱だった事業団からの融資内諾の御旗を振り翳(かざ)してはみるものの「補助金承認が前提」との但し書きが、その効力を低下させていた。

この大計を成就に導くには、金融機関との交渉も然ることながら県及び市の行政上の許認可を得る交渉(こと)も大きな煩累を及ぼしていた。

病院移転の認可を得るだけでも大儀だったが、この大計では、病院と老健のふたつの開設許可を要する特殊性が申請作業を難儀な交渉（もの）にしていた。

それに加え、このふたつの施設は、同一建物内に開設する為、病院と老健の認可を同時に具現化しなければならなかった。何故なら、建築の工程で、完成時期の異なる同一階の躯体工事など成り得ないからである。

医療と福祉の異なる所管（ぶしょ）に、同時進行で認可申請を行うには、行政機構は余りにも縦割りすぎた。病院と老健は、「医療法」と「老人保健法」（82 年制定）を、一部改正した法律（86 年 12 月）で、初めて創設が認められた施設であり、行政上も其々の管轄部門が存在していた。

更に、この申請を厄介な交渉（もの）にしたのは、その併設の形態が水平型だったからである。往時（とうじ）、建物の同一階に双方の施設を設置する水平型は、全国でも前例がなかった。それまで

の形態は、別棟か、施設間の境界を、建物の階層によって区分する垂直型が総てだった。

各々の設置基準を厳守すれば、博愛会(いま)のように、病棟と老健のデイルームの区分が、厳密さに欠けた装飾用具(プランター)での間仕切りだったり、各々の施設に必置の厨房やリハビリ機能を共有して、近接する一か所に集約する事例(こと)など有り得なかった。病院と老健には、厳格な物理的区分と必要機能の施設ごとの設置が義務付けられていたのである。

『医務課は、何と言っていますか』。

『福祉の方は、どうですか』。

行政機構の亀裂に迷い込んだように、双方の担当者を、伝書鳩のように横断しながら連携を保たねばならなかった。正に、連絡係りを兼ねての同時進行だった。

この前例がない事例(こと)ほど、行政の許認可を取り付ける上で、至難(やっかい)な障害(もの)はない。前例のない事例(もの)に検討を嘆願するには、

大義名分が不可欠だった。その大義名分が説得力を有するか、否かによって、初めて、審査の合否が決定され、俎上に載せられるのである。でなければ、永久に開設認可は下りない。

医療と介護の一元的な機能連携を希(ねが)えば、同一建物内での併設運用こそが理想的な姿だった。老健の入所者の立場からすれば、いつでも医療に手の届く介護施設は、大きな安心を保証される施設(もの)である。その創意の帰着こそが、病院と老健を併設させる論拠だと主張した。

その後、中央区が抱える介護施設数の地域格差の是正や地価の高い地域での設備投資の軽減などが決定的な説得力を有し、審査の対象に叶ったのだった。

当初、病院移転だけでは成し得なかった資金調達や財務内容の改善に、この老健併設や「医療施設近代化施設整備事業」の補助金など、新たな要件が加わった理由(こと)で、この大計にも一縷の光明が差してきた。その光明を実体ある結実(もの)へと変移

させる為には、行政上との厳しい折衝を突破(クリアー)しなければならない。

これまで経験のない介護施設（老健）の計画づくりも試行錯誤の窮(きわ)みだった。成就までの壁の高さが、また一段と上がった気がしていた。

この年の福岡市は、78 年に続いて、再び、深刻な渇水に遭遇した。そんな窮状にも似て、夏の耀きにも、未だ、振り払えない隘路に腐心の日々が続くのだった。

著者　　那須　良昭

発行所　　医療法人財団 博愛会

〒810-0034
福岡市中央区笹丘 1-28-25
tel:092-741-2626　　fax:092-741-2627

本書に記載されております文書につきましては、転載・無断使用を禁じます